

# 中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令（案）に対する意見公募要領

令和3年3月1日  
経済産業省 中小企業庁  
事業環境部 企画課 経営安定対策室

## 1. 意見公募の趣旨・目的・背景

当省では、中小企業の事業を継続する能力の強化を図るため、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）に基づき、中小企業者が策定する、又は複数の中小企業者が連携して策定する、自然災害等への事前の防災・減災対策にかかる取組をまとめた「事業継続力強化計画」又は「連携事業継続力強化計画」を認定しております。認定を受けた中小企業者には、税制措置や金融支援などの支援措置を講じています。

今般、認定を受けた中小企業が活用できる、特定事業継続力強化設備等の特別償却制度に関し、中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号）第24条において規定する「事業継続力強化設備等の要件」の一部を、令和3年度税制改正の内容を踏まえ、設備等を改める必要性があるため、所要の改正を行います。

つきましては、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない御意見を下さいますようお願い申し上げます。

## 2. 意見公募の対象

「中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令（案）」

## 3. 資料入手方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

## 4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和3年3月1日（月）～令和3年3月19日（金）必着

## 5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

### （1）電子政府の総合窓口「e-Gov」の意見提出フォームを使用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」（<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の意見提出フォームからご提出ください。

### （2）郵送する場合

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、下記の住所にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省中小企業庁事業環境部企画課経営安定対策室 宛て

(3) F A Xの場合

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、下記のF A X番号宛にお送り下さい。

F A X番号：(03) 3501-6805

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、F A X番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

